

第3次丹波市総合計画の施策体系案について

第2次丹波市総合計画(後期基本計画)施策体系	
まちづくりの目標	施策分野
1 みんなで支え、育む生涯健康のまち	① 健康
	② 医療
	③ 地域福祉
	④ 高齢者福祉
	⑤ 障がい福祉
	⑥ 子育て支援
	⑦ 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金
2 誰もが住みたい快適生活のまち	⑧ 土地利用
	⑨ 公共交通
	⑩ 道路・河川
	⑪ 住宅
	⑫ 上水道
	⑬ 生活排水
	⑭ 景観
3 あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち	⑮ 防災
	⑯ 消防・救急
	⑰ 交通安全・防犯
4 美しい自然と環境を大切にす源流のまち	⑱ 環境保全
	⑲ 低炭素社会
	⑳ ごみ処理
5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち	㉑ 学校教育
	㉒ 生涯学習
	㉓ 教育環境
	㉔ 人権・男女共同参画・多文化共生
	㉕ 文化芸術
6 丹波力を生かした創意ある元気なまち	㉖ 商工業
	㉗ 農林業
	㉘ 観光
	㉙ 恐竜
	㉚ 移住・定住
7 市民が主役の豊かな地域力の向上	㉛ 参画と協働
8 将来を見据えた計画的で効率的な行政運営	㉜ 行政運営

第3次丹波市総合計画(前期基本計画) 施策体系(案)		
※重要視点	まちづくりの目標	施策分野
	【こども政策】 (仮) 次代を担う子どもたちが輝くまちづくり	⑥ 子育て支援 ㉑ 子どもの教育 ←(変更) 学校教育 ㉓ 教育環境
	【安全・安心政策】 (仮) 安全・安心な暮らしを守るまちづくり	⑮ 防災 ⑯ 消防・救急 ⑰ 交通安全・防犯
	【活躍政策】 (仮) 生涯を通じて活躍できるまちづくり	㉓ 市民活躍 ←(変更) 参画と協働 ㉒・㉙ 生涯学習 ←(内包) 恐竜 ㉕ 文化芸術・スポーツ ←(変更) 文化芸術 ㉔ 人権・男女共同参画・多文化共生 ㉚ 移住・定住
	【健康福祉政策】 (仮) みんなで支えあう生涯健康なまちづくり	①・②・⑦ 健康・医療 ←(内包) 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金 ③ 地域福祉 ④ 高齢者福祉 ⑤ 障がい福祉
	【産業政策】 (仮) 賑わいと活力のまちづくり	㉖ 商工業 ㉗ 農林業 ㉘ 観光
	【くらしの基盤政策】 (仮) 快適な都市基盤を創るまちづくり	⑧・⑪・⑭ 土地利用・景観・住宅 ⑨ 公共交通 ⑩ 道路・河川 ⑫・⑬ 水道・生活排水 ←(変更) 上水道・生活排水
	【環境政策】 (仮) 自然と共生するやすらぎのまちづくり	⑱ 環境保全 ⑲ 脱炭素社会 ←(変更) 低炭素社会 ⑳ ごみ処理
	【行財政政策】 (仮) 持続可能な計画的で効率的なまちづくり	㉜ 行財政運営 ←(変更) 行政運営

【今回審議会での検討事項】
 将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくうえで、政策を横断して重要となる視点やキーワード

第3次丹波市丹波市総合計画施策体系案について

〈基本的な考え方〉

- 施策体系は、今後5年間で市としてやるべき施策とその展開の方向性を総合的かつ体系的に示すものであり、策定委員会で協議を行った。
- 施策体系の検討にあたっては、第2次計画（後期基本計画）の8つの柱である「まちづくりの目標」を見直した。また、「まちづくり目標」に紐づく32の“施策分野”を、第3次計画（前期基本計画）では、策定方針に示す「簡潔で分かりやすい計画」及び「丹波市ならではの計画」となるよう、26の分野に整理した。

〈第3次丹波市総合計画施策体系案（第2次計画からの変更点を整理）〉

【こども政策】

[施策の名称変更]

- 第2次計画（後期基本計画）の⑳“学校教育”については、第3次計画（前期基本計画）では、幼児教育から学校教育、家庭教育などの内容を含ませることとし、㉑“子どもの教育”と名称変更する。

[施策分野の構成]

- 第2次計画（後期基本計画）の「まちづくりの目標1 みんなで支え、育む生涯健康のまち」の⑥“子育て支援”と、「まちづくりの目標5 ふるさに愛着と誇りをもった人づくりのまち」の㉑“学校教育”と㉒“教育環境”については、第3次計画（前期基本計画）では、認定こども園をはじめとする教育・保育の統合の流れやこども家庭庁創設に伴うこども政策の一本化の流れといった国の制度的・社会的状況を踏まえ、⑥“子育て支援”と㉑“子どもの教育”㉒“教育環境”を【こども政策】「(仮)次世代を担うこどもたちが輝くまちづくり」としてまとめる。

【安全・安心政策】

[施策分野の構成]

- 第2次計画（後期基本計画）の「まちづくりの目標3 あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち」の⑮“防災”⑯“消防・救急”⑰“交通安全・防災”については、第3次計画（前期基本計画）では、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会基盤の整備を目的に、【安全・安心政策】「(仮)安全・安心な暮らしを守るまちづくり」としてまとめる。

【活躍政策】

[施策の統合]

- “恐竜”は、教育部の所管であり、観光促進を主旨とした施策としては位置づけするのではなく、化石発掘や地学の成果がちーたんの館を起点とし発信され、学校教育や社会教育のなかで活かされていくものとして位置付けている。第3次計画（前期基本計画）では、㉒“生涯学習”に社会教育の内容を含めるものとし、㉑“恐竜”は㉒“生涯学習”に内包する。

[施策の名称変更]

- 第2次計画（後期基本計画）の「まちづくりの目標7 市民が主役の豊かな地域力の向上」の⑳“参画と協働”については、第3次計画（前期基本計画）では、基本構想で理念として示していく。さらに、第3次計画（前期基本計画）では、㉑“参画と協働”を㉑“市民活躍”と表現を変更し、活躍人材を増やす（女性活躍等）取組を㉑“市民活躍”の施策のなかで記載していくものとする。

○第2次計画(後期基本計画)の「まちづくりの目標 5 ふるさとに愛着と誇りを持った人づくりのまち」の②⑤“文化芸術”は、第3次計画(前期基本計画)では②⑤“文化芸術・スポーツ”に名称変更する。

[施策分野の構成]

○第2次計画(後期基本計画)の「まちづくりの目標5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」の②④“生涯学習”②④“人権・男女共同参画・多文化共生” ②⑤“文化芸術”と、「まちづくりの目標 7 市民が主役の豊かな地域力の向上」の③④“参画と協働”は、第3次計画(前期基本計画)では、地域に愛着を持ち、自ら活躍する市民を増やすことで、地域力の向上を図っていくものとして整理し、【活躍政策】「(仮)生涯を通じて活躍できるまちづくり」にまとめる。

○第2次計画(後期基本計画)の「まちづくりの目標6 丹波力を生かした創意ある元気なまち」で産業分野と一緒に扱われている③④“移住・定住”は、第3次計画(前期基本計画)では、特に若い世代の移住・定住促進をめざし、地域の担い手確保や地域の活性化、人口減少対策の取組として整理し、【活躍施策】「(仮)生涯を通じて活躍できるまちづくり」にまとめる。

【健康福祉政策】

[施策分野の統合]

○第2次計画(後期基本計画)の①“健康”②“医療”については、それぞれ独立した分野となっているが、①“医療”という分野を独立して設定するケースの多くはその都市が市立病院等を擁していて、それが医療体制の核になっているようなケースがほとんどである。そのため、第3次計画(前期基本計画)では、受診しやすい健診体制の確保や生活習慣病重症化の予防などを扱う①“健康”と国保診療所やミルネ診療所を始め地域医療サービスの充実を扱う②“医療”をまとめ①②“健康・医療”として統合する。

○第2次計画(後期基本計画)の⑦“国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金”は行政の政策的方針の中では独自性のある取組とは言い難く、他市では、こうした分野を独立して扱っているケースは稀であるため、第3次計画(前期基本計画)では、⑦“国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金”は社会保障制度として、親和性の高い①②“健康・医療”に内包させる。

[施策分野の構成]

○第2次計画(後期基本計画)の「まちづくり目標1 みんなで支え、育む生涯健康のまち」の⑥“子育て支援”を除く施策分野については変更せず、第3次計画(前期基本計画)では、①②⑦“健康・医療”③“地域福祉”④“高齢者福祉”⑤“障がい福祉”を【健康福祉政策】「(仮)みんなで支えあう生涯健康なまちづくり」としてまとめる。

【産業政策】

[施策分野の構成]

○第2次計画(後期基本計画)の「まちづくりの目標6 丹波力を生かした創意ある元気なまち」の②⑥“商工業”②⑦“農林業”②⑧“観光”については変更せず、第3次計画(前期基本計画)では、【産業政策】「(仮)賑わいと活力あるまちづくり」としてまとめる。

【くらしの基盤政策】

[施策分野の統合・名称変更]

○第2次計画(後期基本計画)の⑧“土地利用”⑨“住宅”⑩“景観”については、それぞれ独立した分野となっているが、第3次計画(前期基本計画)では、⑨“住宅”は居住環境・宅地整備を含め、都市的土地利用として捉

え、⑭“景観”については自然景観・市街地景観・公園や緑地の適切な維持を含め、土地利用的な視点として扱うこととし、⑧⑪⑭“土地利用・景観・住宅”に統合する。

- 第2次計画（後期基本計画）の⑫“上水道”⑬“生活排水”については、それぞれ独立した分野となっているが、第3次計画（前期基本計画）では、水関連のライフラインをまとめて⑫⑬“水道・生活排水”に統合・名称変更する。

[施策分野の構成]

- 第2次計画（後期基本計画）の「まちづくりの目標2 誰もが住みたい快適生活のまち」については、第3次計画（前期基本計画）では、持続的に発展し続けるための都市構造を構成するためのインフラ整備等、都市基盤の機能の強化を目的として、⑧⑪⑭“土地利用・景観・住宅”⑨“公共交通”⑩“道路・河川”⑫⑬“水道・生活排水”を【都市基盤政策】「(仮)快適な都市基盤を創るまちづくり」としてまとめる。

【環境政策】

[施策分野の名称変更]

- 第2次計画（後期基本計画）の⑲“低炭素社会”については、第3次計画（前期基本計画）では、ゼロカーボンを推進するため⑲“脱炭素社会”と名称変更する。

[施策分野の構成]

- 第2次計画（後期基本計画）の「まちづくりの目標4 美しい自然と環境を大切に源流のまち」の⑱“環境保全”⑲“低炭素社会”⑳“ごみ処理”については、第3次計画（前期基本計画）では、地球規模での自然環境への関心の高まり等を背景に、【環境政策】「(仮)自然と共生するやすらぎのまちづくり」としてまとめる。

【行財政政策】

[施策分野の名称変更]

- 第2次計画（後期基本計画）の㉓“行政運営”については、第3次計画（前期基本計画）では、人口減少下において、様々な財政活用を強化する必要性が高まることから、㉓“行財政運営”と名称変更する。

[施策分野の構成]

- 第3次計画（前期基本計画）では、安定的・持続的な都市運営の観点から、㉓“行財政運営”は【行財政政策】「(仮)持続可能な計画的で効率的なまちづくり」として位置付ける。